

○石川県立少年自然の家使用料条例（昭和四十八年三月二十八日条例第二十四号）

（趣旨）

第一条 この条例は、石川県立白山ろく少年自然の家、石川県立鹿島少年自然の家及び石川県立能登少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用料）

第二条 少年自然の家の使用者は、使用料を納めなければならない。

2 使用料は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。第四項において「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するものをいう。以下同じ。）があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を受けて使用料を定めたとき又は変更したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

4 使用料は、法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者の収入とする。

（使用料の納付）

第三条 使用料は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める方法により納付しなければならない。

（使用料の減免）

第四条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けた基準に従い、使用料を減免することができる。

（規則への委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和四十八年十月規則第六十八号で、同四十八年十月六日から施行）

附 則（平成三十一年三月二十日条例第三号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表（第二条関係）

区分		単位	使用料の額
食事料	朝食	一人一食につき	三七〇円
	昼食	一人一食につき	五〇〇円
	夕食	一人一食につき	六七〇円
寝具料		一人一回につき	二一〇円
暖房料		一人一泊につき	一〇〇円
スキー用具料		一人一日につき	二一〇円
大型カヌー料		一隻半日につき	六四〇円
小型カヌー料及びボート料		一隻半日につき	二一〇円

備考 暖房料は、暖房期間のみ徴収する。